

平成25年1月23日

大阪市監査委員	東	貴	之	
同	漆	原	良	光
同	高	橋	敏	朗
同	阪	井	千	鶴子

### 住民監査請求について（通知）

平成24年12月20日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

#### 記

##### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、平成21年から23年の3年間に、犯罪防止を目的として防犯カメラ設置を奨励し、連合地域振興町会等を申請者として補助金を交付してきた。年度毎に補助額や補助対象等に変更があるものの、平成23年度は地域振興会のみを申請者として819台を設置し、233,895,779円の補助金を支出している。

住之江区住吉川校区のカメラ設置状況について関係資料を公開請求したところ、10月19日付け部分公開決定通知により公開された申請書類等に多くの問題のあることがわかった。

公開文書によると、住吉川地区のカメラ設置は平成21年度に地域の社会福祉会館2か所に計4台が設置され合計692,000円の設置費用のうち519,000円の補助金が交付されていた。

カメラ設置の補助金交付については、平成21年4月1日制定（最近改正平成23年8月29日）の大阪市防犯カメラ設置費補助制度要綱を根拠として申請者「連合地域振興町会」が所定の書類を整備・添付して市長に提出し、市長（担当部局都市整備局）が書類審査し交付決定する。その後申請者の実績報告書を受けて市長は書類審査や設置状況の履行確認などを行い、補助金を支払うことが定められて

いる。（市はこの業務を大阪市住宅供給公社に委託している。）

住吉川連合地域振興町会のカメラ設置に関する文書に多くの問題があり、書面審査だけでも疑問や矛盾が判明していたと考えられる。にもかかわらず市長は申請書類をはじめ実績報告書や現場の履行確認などについて、要綱に反してチェックを怠り、容易にカメラ設置を認め違法不当な補助金を支出した。

防犯カメラはまず撮影される範囲や対象物などに対する住民や関係者の合意が必要であり、住民などのプライバシーに最優先して配慮しなければならない。ところが、本件関係書類ではまずプライバシーや個人情報の扱いが乱れている。住吉川東部会館設置のカメラでは、道路向い側の医院や個人住居の玄関が24時間まるまる撮影された状態にあった。周辺住民はまったく知らない間に撮影されていたことがわかった。真に住民が必要とするところにカメラ設置がなされず、住民に周知もされずに設置された本件カメラに対する補助金は不要の支出である。

以下、文書の問題点について詳細を説明する。

補助金等交付規則及び防犯カメラ設置費補助制度要綱違反としては、補助の対象者である連合地域振興町会が設置にあたって必要な者の同意を得ておらず、撮影画像の約2分の1が個人宅の玄関であり、提出書類においても不備がある。

カメラ設置にあたって、連合地域振興町会（設置者）の議事録が求められているが、定例の連合地域振興町会会議等に懸案、決議された事実もなく（単位町会長の証言）、議長の記名押印でもなく、どの機関の議事録なのか不明である。

会長及び役員8名の同意書についても、連合地域振興町会の役員・構成員ではなく2名を除いて地域社協のメンバーと思われ、住之江区地区社会福祉協議会については実在せず団体名等は虚偽等である。

名簿については、平成18年度連合地域振興町会の役員で、カメラ設置時の平成21年度の役員を証する資料になっていないものや、地域名のない地区社会福祉協議会役員名簿は、住吉川社協の名簿と思われるが住吉川社協は設置場所の所有者でもなく、同意書を提出する必要がない。

また、東部社会福社会館への設置に関する見積書について、納入場所の違うものが2枚提出されており、契約相手である設置業者の売買契約書等と領収書に記載されている住所に違いがある。

東部社会福社会館へ設置されたカメラからの写真には、個人の住居と医院玄関を写しておりプライバシー侵害映像であり、周辺図については、個人名が無造作に公開されており、市の担当職員の職務専念義務違反及び個人情報保護法違反である。

住吉川社会福社会館設置関係文書についても、住吉川連合地域振興町会の住所が個人住所となっているのは間違いであり、市職員は訂正を求めるべきところ怠っている。

市監査委員は、形式的に書類さえ提出されていれば良しとして、チェックを怠り違法不当に支出した補助金についてその全額（519,000円）を返還させるなど必要な措置を講じるよう、市長に勧告することを求める。

なお、住民監査請求に関する期間徒過については、最近情報公開請求で知り得た情報であり、一般に誰もが知り得る情報であってもその地域における虚偽内容の文書作成については、容易に証明することが不可能なことから、地方自治法の定めた1年以上の請求期間徒過について正当な理由がある。

また、市職員は、申請書類を審査するだけで確認できる矛盾や不適正を見出すことができたにもかかわらず職務専念を怠り、申請書類をそのまま追認して公金を支出させた。市の職務を怠った行為により、違法不当な支出は是正・回復されず今日まで損害が継続している。従って、期間徒過は問われない。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、当該行為から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

本件請求において、請求人は、平成22年5月14日に支出した住吉川連合振興町会（以下「当該連合振興町会」という。）に対する平成21年度大阪市地域防犯カメラ設置費補助金（以下「当該補助金」という。）について、大阪市防犯カメラ設置費補助制度要綱に基づく適正な交付申請が行われていないにもかかわらず、本市職員等が申請書類等の適正な審査等を行わず、当該補助金を交付したことが、違法な公金支出にあたりと主張する。

監査請求を行うことのできる期間は、当該公金支出をした日から1年以内であり、本件請求が平成24年12月20日に提出されているため、請求の対象となる財務会計上の行為からすでに1年以上経過している。

1年を経過していても「正当な理由」がある場合はこの限りではないとされているが、請求人が主張する、当該補助金の申請者が提出している同意書の記載事項等に不明確な点があることや名簿に矛盾があること、さらに見積書、委任状等の記載内容を問題とする補助金交付に係る本市職員等のチェックの不備については、当該行為が公然となされており、平成22年5月14日以降情報公開請求により当該行為の存在及び内容を知ることができたと考えられることから、請求人が主

張する「正当な理由」はあたらないと言うべきである。

なお、請求人の主張の中には、虚偽の補助金申請であることをうかがわせるような内容が見受けられるが、不正行為に係る債権管理を怠る事実については、1年の監査請求期間の制限は受けないとされている。

この点、補助金の申請者である当該連合振興町会が防犯カメラを設置することを決定した事実がないとして、単位町会長の証言があることや当該連合振興町会の構成員ではない者の同意書が添付されていることを主張している点については、防犯カメラ設置に賛成することを決議したとされる議事録が当該連合振興町会の会長名で提出されており、単位町会長の証言を裏付ける証拠書類等は提示されていない。また、当該同意書は、防犯カメラの設置場所の管理者の同意を得たことを証する書面として提出されたものとも考えられることから、これらから直ちに虚偽申請であったことをうかがわせるものとは必ずしも言えず、請求の前提を欠くと言わざるを得ない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。